

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 17 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）

財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房給与厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 0417 第 3 号
平成 30 年 4 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）等が平成30年厚生労働省告示第206号をもって改正され、平成30年4月18日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成24年11月22日付け保医発1122第3号）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 12 品目、注射薬 8 品目及び外用薬 2 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10, 267	3, 835	2, 326	28	16, 456

2 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）の一部改正について

新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、揭示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、揭示事項等告示の改正によって、新たにアトゼット配合錠LD及び同配合錠HDが当該制限の例外とされた。

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ネキシウム懸濁用顆粒分包10mg、同懸濁用顆粒分包20mg

① 本製剤は、使用期間が、胃潰瘍、吻合部潰瘍、逆流性食道炎（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を除く。）においては、通常8週間まで、十二指腸潰瘍においては、通常6週間まで、非びらん性胃食道逆流症においては、通常4週間までと限定されていることから、使用にあたっては十分留意すること。

② 本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「ネキシウムカプセル10mg及び同カプセル20mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、カプセル剤である既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) グーフイス錠5mg

本製剤の使用にあたっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。

(3) ベスポンサ点滴静注用1mg

本製剤の使用上の注意において「フローサイトメトリー法等の検査によって、CD22抗原が陽性であることが確認された患者に使用すること」とされているので、CD22陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与にあたっては必ず実施年月日を記載すること。

4 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 24 年 11 月 22 日付け保医発 1122 第 3 号）の記の 2 の(1)を次のように改める。

改正後	現 行
<p>(1) アミティーザカプセル 24μg</p> <p>本薬剤の使用に当たっては、他の便秘症治療薬（<u>エロビキシバット水和物製剤を除く。</u>）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。</p>	<p>(1) アミティーザカプセル 24μg</p> <p>本薬剤の使用に当たっては、他の便秘症治療薬で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。</p>

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	アトーゼット配合錠HD	エゼチミブ/アトルバスタチンカルシウム水和物	1錠 177.00
2	内用薬	アトーゼット配合錠LD	エゼチミブ/アトルバスタチンカルシウム水和物	1錠 177.00
3	内用薬	グーフィス錠5mg	エロビキシバット水和物	5mg 1錠 105.80
4	内用薬	サチュロ錠100mg	ベダキリンフマル酸塩	100mg 1錠 21,872.50
5	内用薬	シダキュアスギ花粉舌下錠2,000JAU	スギ花粉エキス原末	2,000JAU 1錠 57.70
6	内用薬	シダキュアスギ花粉舌下錠5,000JAU	スギ花粉エキス原末	5,000JAU 1錠 144.10
7	内用薬	ネキシウム懸濁用顆粒分包10mg	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg 1包 80.60
8	内用薬	ネキシウム懸濁用顆粒分包20mg	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg 1包 140.30
9	内用薬	リムパーザ錠100mg	オラパリブ	100mg 1錠 3,996.00
10	内用薬	リムパーザ錠150mg	オラパリブ	150mg 1錠 5,932.50
11	内用薬	レキサルティ錠1mg	ブレクスピプラゾール	1mg 1錠 268.90
12	内用薬	レキサルティ錠2mg	ブレクスピプラゾール	2mg 1錠 509.20
13	注射薬	イストダックス点滴静注用10mg	ロミデプシン	10mg 1瓶(溶解液付) 109,753
14	注射薬	イブリーフ静注20mg	イブプロフェン L-リシン	20mg 2mL 1瓶 13,012
15	注射薬	テセントリク点滴静注1200mg	アテゾリズマブ(遺伝子組換え)	1,200mg 20mL 1瓶 625,567
16	注射薬	デュピクセント皮下注300mgシリンジ	デュピルマブ(遺伝子組換え)	300mg 2mL 1筒 81,640

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
17	注射薬 ナルベイン注 2mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	2mg 1mL 1管	725
18	注射薬 ナルベイン注20mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	20mg 2mL 1管	6,340
19	注射薬 ファセンラ皮下注30mgシリンジ	ベンラリズマブ(遺伝子組換え)	30mg 1mL 1筒	351,535
20	注射薬 ベスポンサ点滴静注用 1mg	イノツズマブ オゾガマイシン(遺伝子組換え)	1mg 1瓶	1,307,092
21	外用薬 アレサガテープ 4mg	エメダスチンフマル酸塩	4mg 1枚	67.50
22	外用薬 アレサガテープ 8mg	エメダスチンフマル酸塩	8mg 1枚	93.10